

泉崎村自転車等放置防止条例施行規則

泉崎村自転車等放置防止条例施行規則を次のように制定する。

(趣旨)

第1条 この規則は、泉崎村自転車等放置防止条例（令和6年泉崎村条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放置禁止区域の指定等)

第2条 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 放置禁止区域の区域名及び区域図
- (2) 放置禁止区域の指定年月日
- (3) 放置禁止区域の指定の根拠
- (4) 放置した自転車等に対する措置

(保管した自転車等に係る措置)

第3条 条例第7条第2項及び第14条第2項に規定する所定の警告札は様式第1号とする。

2 条例第8条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 移動年月日
- (2) 移動した自転車等の台数
- (3) 自転車等が放置されていた場所
- (4) 保管場所
- (5) 保管期間
- (6) 返還を受ける方法
- (7) 保管期間経過後の自転車等の措置
- (8) 問合せ先

(管理自転車等駐車場)

第4条 条例第11条に規定する管理自転車等駐車場の位置及び名称は、次のとおりとする。

名称	位置
泉崎駅駐輪場	泉崎村大字泉崎字館24番地8

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(泉崎村自転車等駐車場規則の廃止)

2 泉崎村自転車等駐車場規則（昭和56年泉崎村規則第2号）は、廃止する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

警 告

※至急移動してください。

警告日時： 年 月 日 時 分

**このまま7日間放置すると「泉崎村自転車等放置防
止条例」に基づき撤去します。**

※現在使用している自転車等の場合は、この警告札を
はずしてください。

【泉崎村役場】